

TPP交渉への参加反対に関する意見書

TPP交渉（環太平洋連携協定）について、安倍総理は、去る2月22日の日米首脳会談を終えて、「『聖域なき関税撤廃』が前提ではないとの認識に立った」とし、交渉参加の是非について「なるべく早い段階で決断したい」と表明した。

しかしながら、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証はなく、このままでは、我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭い切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。

TPPは、例外なき関税撤廃を前提としているだけでなく、国民のいのちと健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等についても改悪を余儀なくされ、さらに、外国企業が国を訴えるISD（投資家対国家間の紛争解決）条項が導入される危険性から、国家主権にも関わる重要な問題である。

とりわけ、国境離島を抱える本県においては、農業に限らず定住社会の維持そのものに深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

よって本議会は、本県の魅力ある農業・農村・地域社会を守り、多くの県民が安心して暮らせる豊かな社会づくりの実現のため、国民の暮らし及び地域の実情を無視した拙速なTPP交渉への参加は絶対に行うことなく、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

1. 拙速なTPP交渉参加表明は行わないこと

先の日米首脳会談では、全ての品目が交渉対象とされること、包括的で高い水準の協定を達成していくこと、日米ともに慎重な対応を求める重要品目の存在を認識しつつも最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることが確認されたに過ぎない。

このような状況において、安倍総理がTPP交渉への参加表明を行うことは国民の信頼を裏切る行為であり、あまりにも拙速である。

2. 自民党が政権公約で示したTPPに関する6項目の判断基準を堅持すること

安倍総理が、「聖域なき関税撤廃が前提でない」と認識するのであれば、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証を確保するとともに、食の安全安心の基準や国民皆保険制度を守り、ISD条項は認めないことなど、衆議院選挙の政権公約で示したTPPに関する6項目の判断基準を堅持すること。

3. 徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施すること

TPP の内容について、恣意的なマスコミ報道等によって農業の関税問題に矮小化されているが、本質は我が国経済及び国民生活全般にかかわる問題であり、政府が米国等と行なっている事前協議の内容を含め、徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 27 日

沖縄県西原町議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、自由民主党総裁
自由民主党幹事長、自由民主党政調会長
自由民主党外交・経済連携推進本部本部長